

個人情報保護委員会（第295回）議事概要

- 1 日時：令和6年7月17日（水）13：00～
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：藤原委員長、小川委員、大島委員、浅井委員、清水委員、梶田委員、高村委員、小笠原委員、佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、大槻審議官、佐々木総務課長、吉屋参事官、香月参事官、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官
- 4 議事の概要
 - (1) 高松市のコンビニ交付サービスにおける証明書誤交付事案に対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について事務局から、資料に基づき説明を行った。

清水委員から「令和5年度の行政指導後にもかかわらず、同種事案が再発したということについては非常に残念である。本件は、富士通 Japan 側につき、プログラミングの修正過程において作業誤りによって一部プログラムが適切に修正されなかったことで、足立区不具合が再発したものであると理解している。同社が令和5年度に複数自治体において誤交付が連続発生した事案を受けて、プロジェクト体制の強化のため開発体制における役割を明確化したということではあるが、システム全体の構築・テストを行う担当部署によるテストは、以下2点が不十分であったと言わざるを得ない。

 - ①足立区不具合を是正するためのプログラム修正が適切に完了したことを確認しなかった。言い換えれば、足立区不具合を検出するためのテスト項目を入れていなかったこと。
 - ②異なるタイプの横浜市不具合が発生しないことをもって問題無しとしたこと。

本件を受けて、再発防止策を徹底していただきたいと思う」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

なお、本議題については、事案の社会的な影響を勘案し、配布の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については非公表とすることとなった。
 - (2) 議題2：株式会社エムケイシステムにおける再発防止策の実施状況及び今後の対応について
梶田委員は個人情報保護委員会議事運営規程第11条の規定に基づき退席した。
事務局から、資料に基づき説明を行った。

浅井委員から「今回、先ほどの報告で、エムケイ社の技術的安全管理措置について、一定の進展が認められたと理解した。一方で、当委員会は、本年3月に、サービス利用者が負うべき役割や責任についても言及している。これらを担保するためには、例えば、クラウドサービス提供事業者とサービス利用者の両者の役割と責任の分担を契約書で明確化すること、サービス利用者がクラウドサービス提供事業者に安全管理措置等について定期的な報告を求めることなどが考えられ、サービス提供事業者とサービス利用者が協力して対応を進めていくことが不可欠であると思う。この観点から、エムケイ社が、今後、顧客に対してどのようにサービスの提供を進めていくか、また、データガバナンスやポリシーの面を含めて、その組織的な対応を注視していくことが重要だと思う」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

なお、本議題については、事案の社会的な影響を勘案し、配布の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については非公表とすることとなった。

(3) 議題3：監視・監督について

前議題で退席した梶田委員が着席した。

※内容について非公表

以上